

国土交通省説明資料

令和7年5月12日
物流・自動車局



2021年成長戦略実行計画(令和3年6月18日 閣議決定) (抄)

【電動キックボードの制度整備】

- 電動キックボードの公道での走行について、実証事業の結果を踏まえ、関連する制度を見直す。具体的には、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定、走行場所、ヘルメットや免許の要否等、交通ルールに関する制度改正を検討し、その結果を踏まえ、本年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。
- 国土交通省では、警察庁における最高速度20km/h以下の普通自転車相当の大きさ(長さ190cm×幅60cm)の小型低速車(電動キックボード等)に係る交通ルールの検討状況を踏まえつつ、車体の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、有識者、業界団体、関係省庁で構成する「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置した。

○ 「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、特定小型原動機付自転車(小型低速車)の保安基準の項目は、原動機付自転車の保安基準項目を基本としつつ、電動キックボードに特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされ、全5回に渡る検討を行った。その結果概要は以下のとおり。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

【引き続き必要な装置等】

接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置

【引き続き不要な装置等】

番号灯、緊急制動表示灯、速度計

電動キックボードに特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

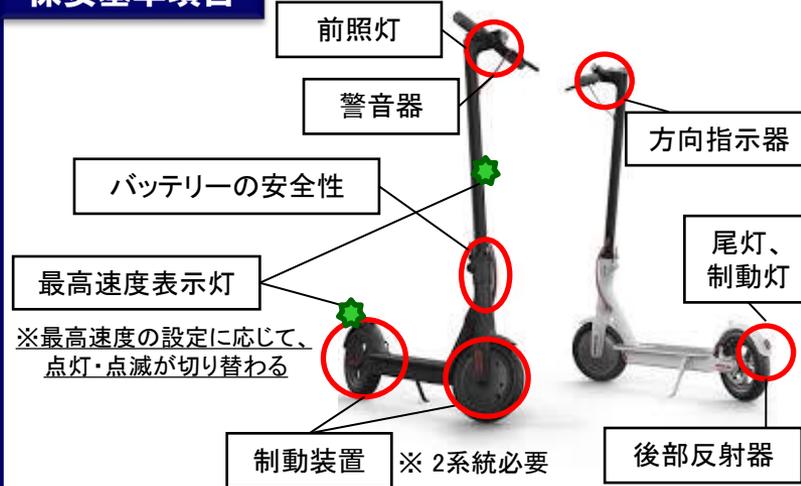
【追加した装置等】

尾灯、制動灯	車体が小型であるため
方向指示器	立ち乗り型が想定されるため
最高速度表示灯	保安基準への適否を外観上容易に判別するため 歩道通行車モードであることを外観上容易に判別するため
スピードリミッター	最高速度を制限する必要があるため
走行安定性	車輪径が非常に小さいことが想定されるため
バッテリー安全性	リチウムイオン電池は発火の恐れがあるため

【削除した装置等】

後写鏡	通行場所を考慮
消音器(騒音)	電動かつ小型であり、軽量であることを考慮

保安基準項目



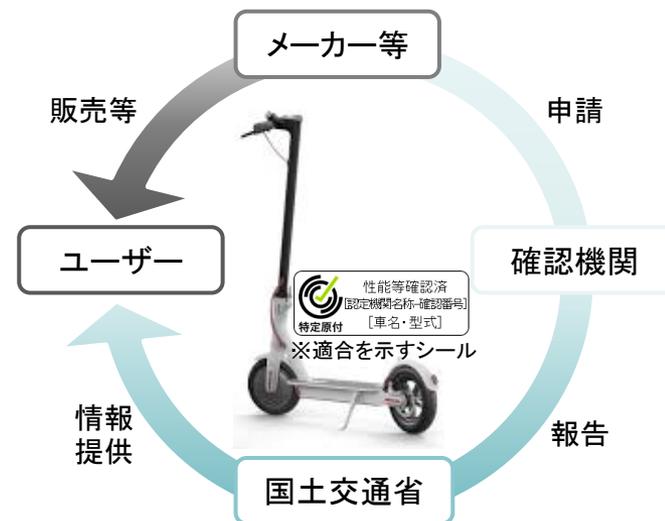
接地部・接地圧	道路を破損する恐れのないこと
車体	堅牢で運行に十分耐えること
乗車装置	安全な乗車を確保できること
走行安定性	段差等を安全に走行できること
スピードリミッター	設定最高速度を超えて加速しないこと

○ WGの取りまとめ以降は、車両安全対策検討会の審議、パブコメ、法令審査等を経て、令和4年12月23日、特定小型原動機付自転車に適用される保安基準を整備した。

- 安全な電動キックボード等の普及のためには、関係省庁等とも連携しつつ、基準に適合しない「不適合品」の流通防止を図ることが重要
- このため、基準適合性確認制度を創設したほか、市場サーベイランスを実施

基準適合性確認制度

- 確認機関は、電動キックボード等のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性等を確認
 - 確認を受けた電動キックボード等には、特別な表示(シール)を貼付
 - 国土交通省は、確認を受けた電動キックボード等について、車名、型式、外観、製作者等の情報をリスト化し、ホームページで公表
- 本制度により、これまでに111車種の基準適合を確認(令和7年4月30日現在)



市場サーベイランス

- 市場抜取によるサーベイランスを実施し、基準不適合が確認された車種について、事業者等に対して改善等を指導
- 本制度により、これまでに46車種についてサーベイランスを実施し、20車種で不適合を確認(令和6年12月24日現在)
- このうち、15車種は市場に未対応の不適合品が残っている状態であるため、車種名・外観等を国土交通省のホームページで公表